

— さくら市浄化槽設置費補助金交付事業の概要 —

◇ **補助対象者** 公共下水道事業及び農業集落排水事業の事業計画区域及びその他の集合処理区域外で、専用住宅または店舗併用住宅（2分の1以上が住居の用に供するもの）に合併処理浄化槽を設置する方。ただし、**下記の条件に該当する方は対象となりません。**

- 前住所地での処理方法が**合併処理浄化槽**だった方
※ 前住所地が市外・集合住宅の方、分家（世帯分離）に伴い建物を新築する方は除く
- 合併処理浄化槽の設置されていた住宅の新築、増築若しくは改築をする方又は合併処理浄化槽を更新（被災浄化槽を更新する場合を除く。）する方
- 浄化槽を設置する住宅に、当該年度中に住民票を移せない方
- 建売住宅・別荘・共同住宅等へ浄化槽を設置する方

◇ **補助対象となる浄化槽**

浄化槽法第4条第2項の規定による構造基準及び環境省が定める性能要件を満たす『**環境配慮型浄化槽**』に限ります。

適合となる機種は **(一社)浄化槽システム協会ホームページ** でご確認ください。

◇ **施工業者** 浄化槽法に基づき、県に登録又は届出をした業者に限ります。

◇ **補助金額**

(1) **合併浄化槽の設置**

33万2千円（5人槽：延床面積130㎡未満）

41万4千円（7人槽：延床面積130㎡以上）

54万8千円（10人槽：二世帯住宅等）

(2) **撤去・処分費**／15万円（単独浄化槽）※

12万円（くみ取り便槽）※

(3) **宅内配管工事**／33万円（敷地内処理装置設置費用を除く）※

※上限金額になります。実際の費用が上限金額を下回る場合は、かかった費用分の補助金になります。

※(2)、(3)については、転換(単独浄化槽または汲み取り槽を廃止し、合併浄化槽を設置すること。建物の新築、増築又は改築の場合を除く)を実施した場合に(1)に加算します。

*** 事業の手順 ***

- ① <<申請>> 必要書類（裏面参照）を添付し『**浄化槽設置費補助金交付申請書**』を市に提出。
- ② <<交付決定>> 申請内容を審査のうえ『**浄化槽設置費補助金交付決定通知書**』により申請者へ補助額を通知。
- ③ <<工事着手>> 必ず**決定通知書**を受領後、工事に着手してください。
- ④ <<工事完了及び請求>>
工事完了後30日以内又は当該補助事業を実施した年度の3月10日のいずれか早い日までに、必要書類を添付し『**浄化槽設置費補助金実績報告書**』を市に提出。
- ⑤ <<補助金交付>> 市で完了検査を行い、適正な事業が行われたと認められたときは、補助金額を確定し、補助金を交付します。補助金の振り込みは、**当該住所への住民票の移動が確認でき次第**となります。

! 注意事項 !

※ 補助金は予算の範囲内で、申請順の交付となります。

※ やむを得ず事業を中止又は廃止する場合は、事前に市へ『**浄化槽設置費補助金変更承認申請書**』を提出してください。

提出書類一覧

交付申請時

- ◇ 浄化槽設置費補助金交付申請書(様式第1号)
- ◇ 建築確認通知書の写し又は審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ◇ 合併処理浄化槽の構造図
- ◇ 合併処理浄化槽の設置場所の案内図、配置図及び建物の平面図
- ◇ 事業計画書(様式第2号)、収支予算書(様式第3号)及び見積書(費用の内訳をそれぞれ記載したものに限る)の写し
- ◇ 既設単独処理浄化槽又はくみとり便槽が確認できる写真(転換の場合)
- ◇ 登録書、浄化槽管理票(C票)及び保証登録証
- ◇ 環境保全に関する誓約書の写し
- ◇ 浄化槽設備士資格証の写し
- ◇ **市税の完納証明書**(申請の日から3か月以内に取得したものに限る。)
- ◇ 賃貸人の承諾書(住宅を賃借している者に限る。)
- ◇ 賃貸契約書の写し(申請時に市内の戸建て借家に住んでいる者に限る。)
- ◇ 住民登録の調査に係る同意書(様式第4号)

実績報告時

- ◇ 浄化槽設置費補助金実績報告書(様式第8号)
- ◇ 浄化槽工事完了報告書の写し及び浄化槽使用開始報告書の写し
- ◇ 浄化槽保守点検業者との維持管理に関する委託契約書の写し(11条検査関係)
- ◇ 法第7条第1項の検査に係る依頼書の写し
- ◇ 収支精算書(様式第9号)及び領収書の写し
- ◇ 竣工図(工事完了後の配置図、浴室・手洗い等の接続先が確認できるもの)
- ◇ 工事状況等が分かる写真
- ◇ 施行状況のチェックリスト(様式第10号)
- ◇ **浄化槽設置費補助金交付請求書**(様式第11号) ※口座名義・番号は正確に
- ◇ 補助金交付決定通知書の写し
- ◇ コンクリート仕様書
(浄化槽設置工事において使用するベースコンクリートに既製品を使用する場合に限る。)
- ◇ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)D票の写し(既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去した場合に限る)
- ◇ 浄化槽使用廃止届の写し(既設の単独浄化槽の撤去を伴う場合に限る。)

○ 各種様式はさくら市ホームページでダウンロードできます。